

産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 趣旨

令和4年度から高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の学習指導要領が実施されることに伴い、産業教育の適切な実施を図るため、産業教育のための実験実習の施設及び設備の国庫補助の対象となる基準(以下「産業教育施設・設備基準」という。)を定める産業教育振興法施行規則(以下、「規則」という。)の一部を改正するもの。

なお、今回の改正にあたっては、文部科学省に産業教育施設・設備基準に関する検討会を組織し、改正案の検討を行った。当該検討会の検討結果を踏まえ、令和2年6月30日の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会の議を経て本省令案を策定したものである。

2. 主な改正の内容(「産業教育施設・設備基準」の改正)

新学習指導要領では、専門学科について専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図ったことを踏まえ、新学習指導要領の円滑な実施に資するよう、産業教育施設・設備基準を以下のとおり改定する。

(1) 新たな学習内容に必要な設備品目を追加(別表第一(二)関係)

例: 食品科学に関する科目群の品目に「品質管理装置」の追加

例: 食物・調理に関する科目群の品目に「料理・食器保温機器」の追加

(2) 新学習指導要領で新たに創設した科目を明記(別表第二関係)

例: 情報応用に関する科目群に「メディアとサービス」を追加

例: 流通・経営に関する科目群に「観光ビジネス」を追加

(3) 国庫補助金の交付の対象経費の算定に係る基準の変更(別表第三関係)

保育・福祉に関する科目群 13単位から30単位まで→13単位から35単位まで

3. 公布・施行日

令和2年10月16日(予定)